

公立小松大学研究倫理規則

平成 30 年 7 月 11 日

規則第 49 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 本学の責務（第 4 条）
- 第 3 章 研究者の責務
 - 第 1 節 すべての研究に共通する責務（第 5 条－第 14 条）
 - 第 2 節 人を対象とする研究における責務（第 15 条）
- 第 4 章 その他（第 16 条－第 17 条）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、公立小松大学（以下「本学」という。）において研究を遂行する上で求められる研究者の行動及び態度の倫理的基準並びに本学が整備する措置等について必要な事項を定め、もって本学の学術研究の信頼性および公正性を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究者 本学において学術研究に従事する者をいう。（学生その他学術研究を業として行うものでない者は、学術研究を行う限りにおいて、研究者に準じた責務を負うとともに、その研究の指導を行う者は、当該研究について研究者としての責務を負う。）
- (2) 研究活動 研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定およびそれに付随するすべての事項を含むものとする。
- (3) 発表 自己の研究に係る新たな知見、または専門的な知見を公表するすべての行為を含むものとする。
- (4) 研究対象者 研究者の行う学術研究の為に、自己に関する情報、資料、データ等を提供する者をいう。
- (5) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。

（本規則の解釈）

第 3 条 この規則は、法令その他の社会的規範が研究者に求める倫理の内容を変更し、または縮減したものと解釈されてはならない。

第2章 本学の責務

(本学の責務)

第4条 本学は、この規則その他本学の研究倫理に対する態度を周知し、研究者に対して研修その他の啓もうを行うことにより、本学における研究倫理意識の向上に取り組みなければならない。

- 2 本学は、研究活動に関わる不正行為及び研究費の不正使用を防止することを目的として、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 本学は、研究活動等に不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明及び適切な措置を講じ、研究機関としての説明責任を果たすものとする。

第3章 研究者の責務

第1節 すべての研究に共通する責務

(研究の基本)

第5条 研究者は、国際的規範、規約及び条約等と共に、国の法令及び告示等並びに法人の定める関係規則等を遵守しなければならない。

(研究者の責務)

第6条 研究者は、生命の尊厳及び基本的人権を尊重しなければならない。

- 2 研究者は、研究活動を行うにあたって、当該研究活動の対象となる国内外の地域及び組織等の文化、習慣及び社会的制度の理解に努めなければならない。
- 3 研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、相互の学問的自立性を尊重しなければならない。
- 4 研究者は、研究協力者及び研究支援者に対し、感謝と誠意をもって接しなければならない。
- 5 研究者は、研究活動を行うにあたって、不正な行為は行わず、また不正な行為に対して加担し、又は黙認してはならない。
- 6 研究者は、学生が研究活動に関わるときは、学生が不利益を被らないよう十分な配慮をしなければならない。

(情報、データ等の収集)

第7条 研究者は、合理的かつ客観的に妥当と認められる方法及び手段により、研究のための資料、情報及びデータ等を収集しなければならない。

- 2 研究者が、研究のために資料、情報及びデータ等を収集する場合は、その目的に必要なと認められる範囲の情報等を収集しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第8条 研究者が、人の行動、環境並びに心身等に関する個人情報及びデータ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的及び収集方法等について分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する情報、データ等の提供を受ける場合も、前項の規定に準じて同意を得なければならない。

(個人情報の保護)

第9条 研究者は、研究に関わる個人情報については、公立大学法人公立小松大学における小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規程に従い、適正に取り扱わなければならない。

2 研究者は、研究のために収集した資料、情報及びデータ等で、個人を特定できるものを、本人の同意なしに他に洩らしてはならない。

3 研究者は、個人情報の取扱いに関する苦情等が生じた場合には、誠実に対応するとともに、関係する委員会に報告しなければならない。

(情報、データ等の利用及び管理)

第10条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等の滅失、漏洩及び改ざん等を防ぐためにあらかじめ定められた措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等をあらかじめ定められた期間保存しなければならない。ただし、関連する法令又は法人の定める関係規則等に保存期間の定めのある場合は、それらに従うものとする。

(研究成果の発表)

第11条 研究者は、研究の成果を、広く社会に還元するために公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内は公表しないことができる。

(不正行為の禁止)

第12条 研究者は、研究活動における不正な行為は、大学及び研究者に対する社会の信頼を喪失する行為であることを自覚し、厳に慎まなければならない。

2 研究者は、研究成果の発表に際し、先行研究を精査して先行研究との関係を明確にするとともに、知的財産の侵害にあたる取扱いをしてはならない。

3 研究成果の発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現等は、盗用等の不正行為とみなされる恐れがあるため、研究者は、適切な引用、誤解のない完全な引用を行うことに真摯に努め、論文での確に表現をしなければならない。

(研究費の取扱)

第13条 研究者は、研究費を適正かつ効果的に使用しなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

3 研究者は、研究費の使用にあたっては、関連する法令、法人の定める関係規則等を遵守しなければならない。

(利益相反)

第14条 研究者が行う研究活動は、利益相反を引きおこすものであってはならない。

2 研究者は、利益相反を避けるために法人の関係規則等を遵守し、法人、本学、法人職員及び本学学生の社会的信用及び名誉を保持しなければならない。

第2節 人を対象とする研究における責務

(人を対象とする研究における責務)

第15条 研究者は、人を対象とする研究を行う場合は、個人の生命、尊厳および基本的人権を重んじ、科学的かつ社会的に妥当な方法・手段で、その研究を遂行しなければならない。

2 研究者が、人を対象とする研究を行う場合は、安心かつ安全な方法で行い、研究対象者の身体的もしくは精神的負担または苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

3 研究者は、人を対象とする研究の実施にあたっては、関連する法令、法人の定める関係規則等を遵守しなければならない。

第4章 その他

(庶務)

第16条 この規則の施行に関する事務は、事務局総務課が取り扱う。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成30年7月11日から施行する。